

[仮 訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

マレーシア・ハラール管理制度
マレーシア・ハラール管理制度
(MHMS) 2020

略 語	iii
はじめに	iv
1. はじめに	1
2. 目 的	1
3. 適用範囲	1
4. 定 義	1
5. マレーシアのハラール保証制度(HAS)の一般要件	5
(1) HAS マニュアル	5
(2) ハラールポリシー	6
(3) ハラール担当責任者	6
(4) 社内ハラール委員会(JKHD)	7
(5) 社内ハラール監査	8
(6) ハラールリスク管理	9
(7) 原材料管理	10
(8) ハラール教育	11
(9) トレーサビリティ	13
(10) HAS レビュー	13
(11)検査機関分析	13
(12)セルトゥ	14
(13)文書化及び記録	14
6. 社内ハラール管理制度(IHCS)の一般要件	15
(1) ハラールポリシーの確立	15
(2) 原材料管理及び/又はハラールリスク管理手順の策定	15
(3) トレーサビリティ手順の策定	15

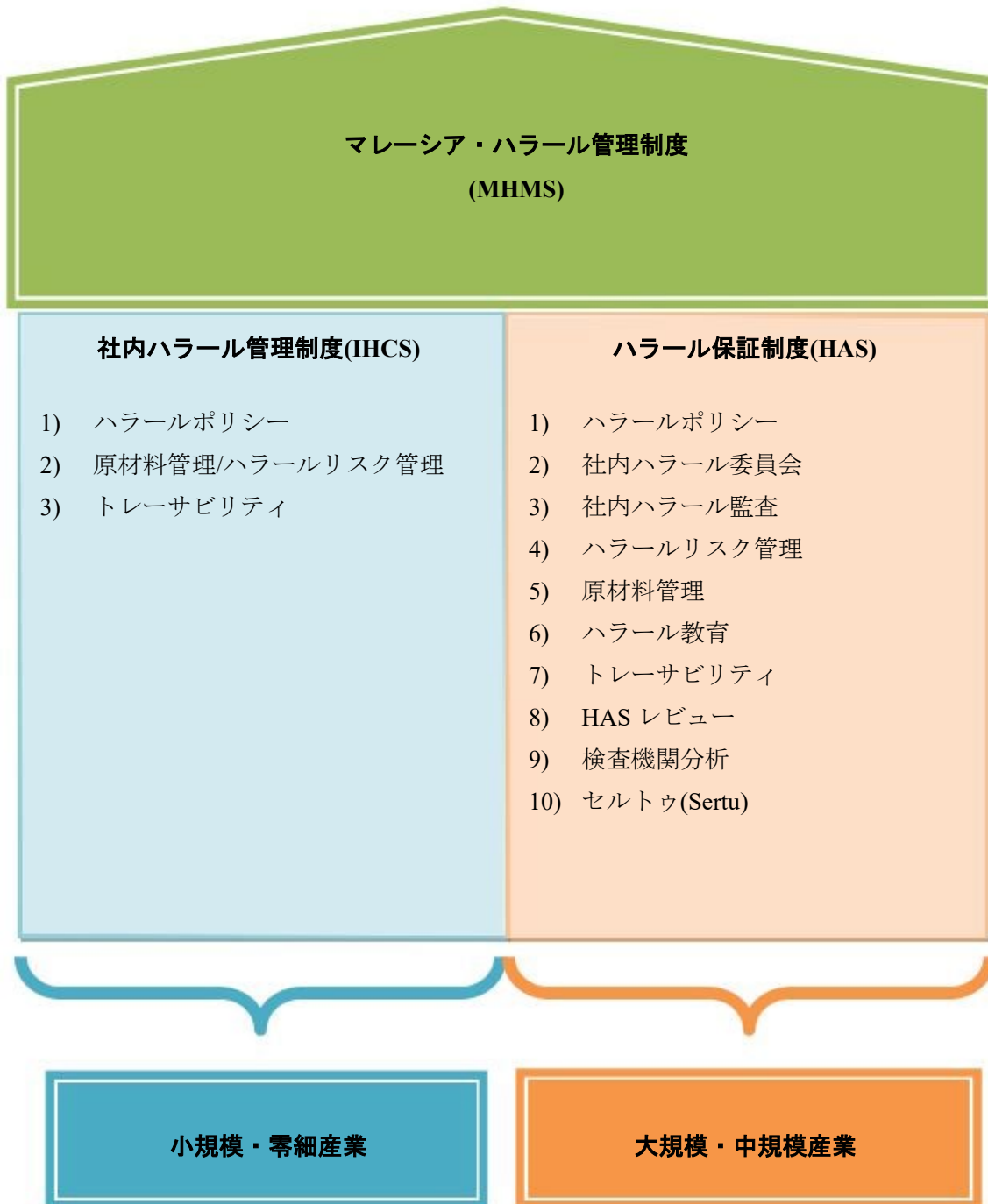
7.	本スキームにおけるハラール保証制度(HAS)及び社内ハラール管理制度(IHCS)の特定要件	15
(1)	食品・飲料製品、化粧品、医薬品、消費財及び医療機器	15
(2)	飲食施設	16
(3)	屠殺場	18
(4)	物流	19
(5)	委託製造/OEM スキーム	20
8.	査定及び評価	20
9.	その他	22
10.	附属資料	
	附属書類 A	ハラールポリシー
	附属書類 B	ハラール担当責任者職務内容
	附属書類 C1	社内ハラール委員会の役割/責任
	附属書類 C2	社内ハラール委員会(IHC)の職務権限範囲
	附属書類 D	社内ハラール監査手順
	附属書類 E	社内ハラール監査チェックリスト
	附属書類 F1	製品フローチャート
	附属書類 F2	加工フローチャート(鶏屠殺場)
	附属書類 F3	クッキー製品加工フローチャート
	附属書類 F4	RBD オイル加工フローチャート
	附属書類 G	工場の平面図
	附属書類 H	ハラールリスク管理計画
	附属書類 I	原材料管理手順
	附属書類 J	原材料一覧表
	附属書類 K	ABC 社教育運営計画
	附属書類 L1	トレーサビリティ手順
	附属書類 L2	トレーサビリティ体制の概要
	附属書類 L3	製品回収/リコール手順

マレーシア・ハラール管理制度(MHMS)2020 の策定のための作業委員会

略 語

BeSS	-	清潔性、安全性及び衛生性
CoA	-	分析証明書
CoO	-	原産地証明書
DNA	-	デオキシリボ核酸
DO	-	配送指示書
DVS	-	獣医局(Department of Veterinary Services)
F&B	-	食品及び飲料
GMP	-	適正製造規範
HACCP	-	危害要因分析・重要管理点
HAS	-	ハラール保証制度
HCP	-	ハラール管理ポイント
HPB	-	ハラール専門委員会
IHCS	-	社内ハラール管理制度
JKHD	-	社内ハラール委員会
JAKIM	-	マレーシア・イスラム開発庁(Department of Islamic Development)
JAIN	-	州イスラム宗教局(State Islamic Religious Department)
MAIN	-	州イスラム宗教評議会(State Islamic Religious Council)
MeSTI	-	食品安全プログラム
MHMS	-	マレーシア・ハラール管理制度
MPPHM	-	マレーシア・ハラール認証手順マニュアル
MSDS	-	原材料安全データシート
NCR	-	不適合報告書
OEM	-	相手先ブランド製造業者
PLH	-	ハラール教育提供者
PO	-	発注書
R&D	-	研究開発
SOP	-	標準作業手順書
SPHM	-	マレーシア・ハラール認証書
VHM	-	獣医健康マーク

はじめに



1. はじめに

ハラール保証管理制度(HAS)は、Department of Islamic Development Malaysia(JAKIM)が公表している「マレーシア・ハラール認証に係るハラール保証管理制度のガイドライン(Guidelines for Halal Assurance Management System of Malaysia Halal Certification)」の施行に伴い、2011年に初めて導入された。

このマレーシア・ハラール管理制度(以下「MHMS 2020」という。)は、「マレーシア・ハラール認証に係るハラール保証管理制度のガイドライン」に代わるものとして導入されたものである。MHMS 2020には、以下をはじめとするMHMSの実施のための詳細が規定されている。

- 1) 小規模・零細産業用途向けの社内ハラール管理制度(IHCS)
- 2) 大規模・中規模産業用途向けのハラール保証制度(HAS)

上記のMHMSの実施により、マレーシア・ハラール認証の全要件の常時遵守を確保する責任が会社及び/又は申請者に課されることになった。

2. 目的

本書は、マレーシア・ハラール認証手順に適合し、これを遵守するためにハラール保証を策定、実施し維持するための要件を詳細に説明することを目的としている。

3. 適用範囲

本MHMS 2020は、SPHMを保有する会社の社内ハラール管理制度を目的として管轄当局、会社、及び/又はSPHM申請者が利用する参考文書である。

本MHMS 2020は、マレーシア規格(Malaysian Standard)、マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(MPPHM)、ファトワ(fatwas)、法令、規制、及びマレーシア・ハラール認証に適用される通達と併せて参照されるものとする。

4. 定義

(1) 社内ハラール監査

マレーシア・ハラール認証の要件との適合性を確保するために会社が計画し実施する

社内検査/監査。

(2) 検査機関分析

ハラールの判定/検証の補助手続として会社及び/又は申請者が実施し計画する特定の分析。

(3) ハラール担当責任者

会社又は施設におけるハラール適合性確保を担当する責任者。ハラール担当責任者は以下の要件を満たしていなければならない。

- (a) イスラム教徒であること
- (b) (該当する MPPHM の対象である)マレーシア国民であること
- (c) 常勤職者であること
- (d) 最低限の資格としてハラール管理における学位(Diploma)若しくは同等の資格を有するか、又はハラール管理における5年以上の実務経験を有すること
- (e) HPB に登録済のハラール教育提供者発行のハラール担当責任者証明書を保持していること

(4) ハラール管理ポイント(HCP)

サプライチェーン全体のハラール適合性を確保するために、管理が実施され、汚染を防止し又は排除可能なポイントを特定する必要がある、ハラール管理のポイント又は判断事項。

(5) 社内ハラール委員会(JKHD)

会社の最高経営陣が書面で正式に任命した委員会であり、HAS の作成、実施、監視及び実施の効果の管理、並びにマレーシア・ハラール認証の要件の適合性について責任を負う。

(6) 社内ハラール監査人

JKHD が任命した個人であって、社内ハラール監査を実施する資格、経験、及び能力を有する者。

(7) ハラールリスク管理

ハラールのサプライチェーン全体にわたりハラールリスクを管理し、これを効果的に回避し管理するために会社及び/又は申請者が策定し実施する、HCP 及びハラールリスク管理計画を決定するための方法

(8) トレーサビリティ

ハラールのサプライチェーン全体にわたり、原材料及び製品を、受入れ、加工、保管、流通などの各段階を通じて特定し追跡することが可能であること。

(9) ハラール教育

会社が計画し実施する特定のハラール関連教育の実施であり、これには社内のハラール意識向上及び能力開発が含まれる。

(10) HAS マニュアル

HAS の実施のための指針として会社及び/又は申請者が策定する文書。

(11) ハラールリスク管理計画

ハラールリスクを管理し制御するために策定された措置、手順及び計画文書。これには以下の要素が含まれる。

- (a) ハラール管理ポイント
- (b) ハラールリスク
- (c) 管理メカニズム(方法、頻度、担当者)
- (d) 是正措置
- (e) 記録

(12) 管轄当局

JAKIM、MAIN/JAIN、又は該当する管轄当局であって、2011年取引表示(ハラール定義)令に基づき、食品、商品、又はそれらに関連するサービスのハラール適合性を認証するもの。

(13) 社内ハラール委員会議長

社内ハラール委員会を統括するものとして会社の上級経営陣が任命した、資格、能力及び責任感を有する個人。

(14) ハラールポリシー

組織/会社によるハラール保証への積極的な取組み及びその方向性を文書化した声明であり、マレーシア・ハラール認証の要件の遵守にあたり全関係者の指針となるもの。

(15) HAS レビュー

会社の最高経営陣が HAS の実施状況を見直し、評価、監視し、検証するプロセス。

(16) ハラール保証制度(HAS)

組織/会社が包括的なハラール保証を維持する目的を達成するために用いる一連の手順。

(17) 社内ハラール管理制度(IHCS)

組織/会社の社内ハラール管理手順であって、ハラール保証を維持するための最低限の管理措置としてのハラールポリシー、原材料管理手順又はハラールリスク管理手順、及びトレーサビリティ手順から構成されるもの。

(18) マレーシア・ハラール管理制度(MHMS)

組織/会社が IHCS 又は HAS を通じてハラール保証を維持するために製品及びサービスを管理するために策定、実施し維持する統合管理制度。

(19) セルトウ(Sertu)

ムガラザ(*mughallazah*)(犬、豚、及びそれらの派生物)の不浄に触れた身体の部分、衣類、場所、器具、及び機器を7回洗浄すること(うち1度は泥を混ぜた水で行う必要あり)によって浄化すること。理想的には、最初の洗浄を泥を混ぜた水で行い、その後6回を純水又は清潔な水で行うこと。

5. マレーシアのハラール保証制度(HAS)の一般要件

会社及び/又は申請者は、以下の HAS 一般要件を策定し遵守しなければならない。

(1) HAS マニュアル

- (a) 会社及び/又は申請者は、策定した HAS マニュアルを遵守し実施しなければならない。HAS マニュアルの策定は、会社の実際の運営に沿ったものでなければならない。
- (b) HAS マニュアルは、他の管理制度又は認証制度とは別個に策定し文書化するものとする。
- (c) HAS マニュアルは、会社レベルでの HAS の実施に変更が生じた場合、継続的に更新するものとする。
- (d) HAS マニュアルには少なくとも以下を定めるものとする。
 - (i) 会社概要
 - (ii) 目的及び範囲
 - (iii) ハラールポリシー
 - (iv) 社内ハラール委員会
 - (v) 手順(標準作業手順書)
 - a. 社内ハラール監査
 - b. ハラールリスク管理
 - c. 原材料管理
 - d. ハラール教育
 - e. トレーサビリティ
 - f. HAS レビュー
 - g. 検査機関分析
 - h. セルトウ
- (e) HAS マニュアルの策定、評価、及び見直しは、MHMS 2020、マレーシア規格、MPPHM、ファトワ、法令、マレーシア・ハラール認証に関する通達、及びマレーシア・ハラール認証に関連するその他の参考文書に準拠し、その要件を満たすものとする。

- (f) HAS マニュアルは、会社の最高経営陣による承認/是認を得るものとする。
- (g) HAS マニュアルの各手順には、以下の内容を記載するものとする。
- (i) 効力発生日
 - (ii) 更新日
 - (iii) 作成者
 - (iv) 承認者
- (2) ハラールポリシー
- (a) 会社及び/又は申請者は、明確なハラールポリシーを策定し、その中でハラール製品及び/又はハラールサービスの提供に対する積極的な取組み、並びに会社によるマレーシア・ハラール認証の全体的な要件の遵守について説明するものとする(付属書類 A 参照)。
- (b) ハラールポリシーは、組織及び利害関係者に対して表示、伝達し、広く周知されなければならない。
- (3) ハラール担当責任者
- (a) マレーシア・ハラール認証の要件において、ハラール担当責任者は以下の要件を満たしていなければならない。
- (i) イスラム教徒であること
 - (ii) (該当する MPPHM の対象である)マレーシア国民であること
 - (iii) 常勤職者であること
 - (iv) 最低限の資格としてハラール管理における学位(Diploma)若しくは同等の資格を有するか、又はハラール管理における 5 年以上の実務経験を有すること
 - (v) HPB に登録済のハラール教育提供者発行のハラール担当責任者証明書を保持していること
- (b) 最高経営陣によって正社員の中から正式に任命され、かつ会社の給与支払い対象でなければならない。
- (c) 会社のハラール管理における責任及び役割を遂行しなければならない。

- (d) ハラール担当責任者は、会社が設置すべき専任の職位であり、ハラール管理の範囲に関連する優先性及び中核的職責を与えられる(付属書類 B 参照)。
- (e) ハラール管理の範囲外の任命及び任務によってハラール担当責任者の中核的職責に支障が生じてはならないものとする。
- (f) ハラール担当責任者は、必要に応じて社内ハラール委員会(JKHD)議長として任命されることがある。

(4) 社内ハラール委員会(JKHD)

- (a) 会社の最高経営陣は、任命された JKHD の各委員に対し、職務内容記述書を添えた正式な書面による任命を行い、組織図を策定するものとする。
- (b) 会社の最高経営陣は、HAS の継続的な計画、実施及び評価、並びに及びマレーシア・ハラール認証の要件遵守を確保するため、適切な量の業務を担う十分な人的資源を割り当てるものとする。
- (c) JKHD の議長及び委員は、会社が雇用する正社員の中から選出されるものとする。
- (d) JKHD の議長はハラール担当責任者以上の職位にある者とし、マレーシア・ハラール認証関連事項に精通しているものとする。
- (e) JKHD の議長については、イスラム教徒を優先的に任命するものとする。
- (f) JKHD の委員は、少なくとも以下の 4 名から構成されるものとする。
 - (i) 議長
 - (ii) ハラール担当責任者
 - (iii) 仕入れ及び/又は調達を担う部門及び/又は部署の代表者
 - (iv) 加工部門の代表者
- (g) (該当する場合)JKHD の委員を追加で任命する場合は、MHMS 2020 の特定の要件に基づき行うものとする。
- (h) 各支店が独立した運営管理を行っている場合は、支店毎に JKHD を設置するこ

と。

- (i) 会社のハラール管理及び HAS 管理について責任を負うものとする。
- (j) 任命された JKHD は、マレーシア・ハラール認証の要件について十分な知識及び能力を有するものとする。
- (k) JKHD の役割/責任及び職務権限範囲は、会社の HAS マニュアルに明記するものとする(付属書類 C1 及び C2 参照)。
- (l) JKHD の会議は年 2 度以上開催し、ハラール関連事項に関する議題を設定するものとする。
- (m) JKHD は、会社のハラール管理について決定する権限を有するものとする。
- (n) JKHD に関連する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証検査時に容易に閲覧可能な状態に保持するものとする。

(5) 社内ハラール監査

- (a) 会社及び/又は申請者は、会社の社内ハラール監査の実施手順を確立するものとする(付属書類 D 参照)。
- (b) 社内ハラール監査は、各支店/事業所毎に年 1 度以上実施するものとする。
- (c) 社内ハラール監査人は、HPB に登録された PLH 発行による社内ハラール監査人資格証明書/ハラール担当責任者証明書を保持していなければならない。
- (d) 社内ハラール監査人は JKHD によって正式に任命されるものとする。
- (e) 社内ハラール監査は、マレーシア・ハラール認証手順及び HCP の遵守状況を対象とするものとする(付属書類 E 参照)。
- (f) 社内ハラール監査による不適合事項及び是正措置を可及的速やかに実施し、JKHD による検証を受けるものとする。
- (g) 監査結果報告書及び社内ハラール監査チェックリストを記録の上、JKHD に提出

するものとする。

- (h) 社内ハラール監査の有効性及び頻度は、マレーシア・ハラール認証手順への不適合の再発を防止するため、JKHD がこれを評価するものとする。
- (i) 会社は、必要に応じて社内ハラール監査の実施を第三者に委託することができる。
- (j) 社内ハラール監査人を務める第三者は、HPB に登録された PLH 発行による社内ハラール監査人資格証明書を保持していなければならない。
- (k) サプライヤーの監査及びその他の監査等の追加監査は、マレーシア・ハラール認証手順に適合する必要性及び意向がある場合に、会社が実施するものとする。
- (l) 社内ハラール監査に関連する記録を保管し、Halal Certification Malaysia の検査時に容易に閲覧可能な状態に保持するものとする。

(6) ハラールリスク管理

- (a) 会社及び/又は申請者は、ハラールリスク管理を実施するため手順を文書化し確立するものとする。かかる手順には以下を含めるものとする。
 - (i) 研究開発(R&D)
 - (ii) 製品、メニュー及びサービス
 - (iii) 加工
 - (iv) 事業所及び設備
 - (v) 従業員
 - (vi) 包装
 - (vii) 保管
 - (viii) 輸送
- (b) ハラールリスク管理は、ハラール関連のリスクを特定するために特別に策定し、HACCP/GMP/MeSTI/BeSS/VHM などの他の認証制度とは分離するものとする。
- (c) 保証されたハラールサプライチェーンを確保するために、SPHM を保持する物流サービスを優先するものとする。

- (d) ハラールリスク管理に関連する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証検査時に容易に閲覧可能な状態に保持するものとする。

(6.1) ハラール管理ポイント(HCP)の決定

- (a) HCP は、以下に基づいて決定するものとする。
- (i) 加工フロー(付属書類 F1、F2、F3 及び F4 参照)
 - (ii) 平面図(付属書類 G 参照)
- (b) 加工/サービスのフローチャートの作成においては、各製品/サービスの生産における HCP を明確に記載しなければならない。

(6.2) ハラールリスク管理計画

- (a) 特定された HCP の決定に基づき策定されるものとする。
- (b) 以下の内容を含めるものとする(付属書類 H 参照)。
- (i) HCP
 - (ii) ハラールリスク
 - (iii) 管理メカニズム(方法、頻度、担当者)
 - (iv) 是正措置
 - (v) 記録

(7) 原材料管理

- (a) 会社及び/又は申請者は、原材料及び/又は商品の管理に関する手順を文書化し確立するものとする。これは仕入れ、受入れ及び保管の過程を含むものであり、記録を保持し、検証可能であるものとする(付属書類 I 参照)。
- (b) 策定された原材料管理手順においては、以下が確保されているものとする。
- (i) ハラールの適合状態が疑わしい原材料の使用及び/又は保管を禁止していること
 - (ii) 原材料の使用及び変更を管轄当局に申告すること
 - (iii) 原材料の使用が適用法令を遵守していること

- (c) ハラール認証検査時の参照/検証用に原材料一覧表を作成すること。
 - (d) 原材料一覧表には、少なくとも以下の内容を含めること(付属書類 J 参照)。
 - (i) 原材料名
 - (ii) 学名/コード/商品名
 - (iii) 原材料の調達源
 - (iv) 原材料製造業者の名称及び住所
 - (v) 管轄当局に対する原材料の申告状況に関する情報
 - (vi) 原材料のハラール認証書に関する情報
 - a. ハラール認証機関
 - b. ハラール認証書の有効期限
 - (vii) 補足文書(ハラール認証書のない原材料については、原材料の調達源に関する情報を提供するとともに、かかる原材料の出所を証明する補足文書を添付すること)
 - (viii) 注記
 - (e) 原材料一覧表には、使用されている全ての原材料(加工補助剤を含む。)を含めるものとし、原材料の情報に変更があった場合は直ちに更新するものとする。
 - (f) デジタル/印刷形式による原材料一覧表は、容易に閲覧可能かつ検証可能なものでなければならない。
 - (g) 原材料管理に関する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証の検査時に容易に閲覧可能な状態に保持するものとする。
- (8) ハラール教育
- (a) 会社及び/又は申請者は、ハラールに対する意識向上及び能力を含むハラール教育の実施に関する手順を文書化し確立するものとする。
 - (b) ハラール意識教育は、HPB に登録された個人又は組織によって行うものとする。
 - (c) 新規従業員に対し、採用日から 3 か月以内にハラール意識教育を実施するものとする。これは、ハラールの概念及びマレーシア・ハラール認証手順に関する範囲

を網羅しているものとする。

- (d) ハラール意識教育は、加工及び/又はサービス業務に従事する全従業員を対象に3年に1度以上実施するものとする。
- (e) ハラール意識教育の理解度及び効果を判断するため、ハラール意識教育の評価を実施するものとする。
- (f) JKHD 向けのハラール能力教育を、HPB に登録された PLH 及び/又は管轄当局によって実施するものとする。
- (g) JKHD の委員に対し、マレーシア・ハラール認証の要件を理解させるため、3年に1度以上、以下をはじめとするハラール能力教育を実施するものとする。
 - (i) シャリーア(Shariah)及びファトワの理解
 - (ii) マレーシア規格
 - (iii) MPPHM
 - (iv) MHMS
 - (v) ハラール関連法規
 - (vi) 重要成分(該当する場合)
- (h) 会社の最高経営陣は、ハラール教育の実施のために十分な資金を提供するものとする。
- (i) 以下の内容を含む教育運営計画(TOP)を策定すること(付属書類 K 参照)。
 - (i) 教育の種類
 - (ii) 参加者
 - (iii) 頻度
 - (iv) 実施予定日
 - (v) 指導員
 - (vi) 記録
- (j) 会社は、社内の各階層の全人員及び従業員、又はブランド所有者、サプライヤー、輸送業者、訪問者、その他必要と認められる者など該当する第三者に対して、継続的又は必要に応じてハラール意識向上/説明プログラムを確立することが推奨される。

(k) ハラール教育に関する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証の検査時に容易に閲覧可能な状態に保持するものとする。

(9) トレーサビリティ

(a) 製造された製品にハラール不適合/汚染が発生した場合に製品回収/リコールを確実に行えるよう、会社及び/又は申請者はトレーサビリティ手順を文書化し確立するものとする(付属書類 L1、L2 及び L3 参照)。

(b) トレーサビリティの制度は他の検出制度と統合することが可能である。

(c) HAS の実施が義務付けられている会社及び/又は申請者は、年 1 度以上、模擬リコールを実施するものとする。

(d) トレーサビリティ及び製品回収/リコールに関連する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証の検査時に容易に閲覧可能な状態に保持するものとする。

(10) HAS レビュー

(a) 会社及び/又は申請者は、HAS レビュー手順を確立するものとする。

(b) HAS レビューには以下を含めるものとする。

(i) 策定された HAS の有効性

(ii) 任命された JKHD の委員の能力及び有効性

(c) JKHD が年 1 度以上実施し、会社の上級経営陣が関与すること。

(d) 会社の最高経営陣の書面による承認及び証明を必要とすること。

(e) HAS レビューに関連する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証の検査時に容易に参照可能な状態に保持するものとする。

(11) 検査機関分析

(a) 会社及び/又は申請者は、会社レベルでの検査機関分析の実施に関する手順を文

書化し確立するものとする(該当する場合)。

- (b) 検査機関分析は、重要なハラール成分を含む製品を重点的に実施すること。
- (c) 以下のいずれかの検査機関において実施されること。
 - (i) Malaysia Halal Analysis Centre (MyHAC)
 - (ii) Malaysian Department of Chemistry
 - (iii) 所定のハラール・パネル検査機関(Halal Panel Laboratories)。JAKIM のハラール・パネル検査機関の一覧は、ハラール・マレーシアのポータル (www.halal.gov.my) で閲覧可能である。
- (d) ハラール分析には以下のいずれかの範囲が含まれる場合がある。
 - (i) 肉種判定(DNA)
 - (ii) アルコール含有量
 - (iii) 物理的特性(皮革・毛皮)
 - (iv) タンパク質(プロファイリング及び出所の特定)
 - (v) 油脂(プロファイリング及び出所の特定)
 - (vi) その他、管轄当局が定める分析範囲
- (e) 検査機関分析に関連する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証検査時に容易に参照可能な状態に保持するものとする。

(12)セルトゥ

- (a) 会社及び/又は申請者は、汚染又は不適合によりセルトゥのプロセスが必要となり得る場合に備え、セルトゥ実施手順を文書化し確立するものとする。
- (b) 策定されたセルトゥ手順は、JAKIM が発行した「イスラム的観点に基づくセルトゥガイドライン(Sertu According to Islamic Perspective Guidelines)」及び MAIN/JAIN が定める規制に準拠しているものとする。
- (c) セルトゥに関連する記録を保管し、マレーシア・ハラール認証検査時に容易に参照可能な状態に保持するものとする。

(13)文書化及び記録

- (a) 常に最新の状態に保ち、正確に記録され、マレーシア・ハラール認証の検査時に容易に参照可能な状態に保持しなければならない。
- (b) 3年間以上保管すること。
- (c) 新規申請に関しては、マレーシア・ハラール認証監査の目的上、少なくとも3か月分の記録を保持すること。
- (d) 補足文書を別ファイルで保管し、参照番号を付与し、適切に記録し、容易に閲覧可能な状態に保持しなければならない。

6. 社内ハラール管理制度(IHCS)の一般要件

会社及び/又は申請者は、以下の要件に従い IHCS マニュアルを策定するものとする。

- (1) ハラールポリシーの確立(**一般要件 HAS 5(2)参照**)。
- (2) 原材料管理及び/又はハラールリスク管理手順の策定(**一般要件 HAS 5(7)及び/又は5(6)参照**)
- (3) トレーサビリティ手順の策定(**一般要件 HAS 5(9)参照**)。

7. 本スキームにおけるハラール保証制度(HAS)及び社内ハラール管理制度(IHCS)の特定要件

会社及び/又は申請者は、以下のとおりマレーシア・ハラール認証スキームにおける HAS 及び IHCS の特定要件を遵守し、実施しなければならない。

- (1) 食品・飲料製品、化粧品、医薬品、消費財及び医療機器

食品・飲料、化粧品、医薬品、消費財、及び医療機器製品スキームに係る各産業毎の MHMS の実施については、以下のとおりである。

(a) 大規模・中規模産業

MHMS 2020 に定める一般要件を満たすことにより、HAS の要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- (i) R&D 部門の代表を JKHD の委員として関与させること。
- (ii) 個々の異なる製品加工工程毎にフローチャートを作成すること(付属書類 F1、F3 及び F4 参照)。
- (iii) 各支店にハラール担当責任者を配置すること。

(b) 小規模・零細産業

会社及び/又は申請者は、以下の要件を満たすことにより IHCS 要件を実施するものとする。

- (i) ハラールポリシーの確立
- (ii) 原材料管理手順の策定
- (iii) トレーサビリティ手順の策定

(2) 飲食施設

施設区分に基づく食品取扱施設スキームにおける HAS の実施は次のとおりである。

(a) ホテル

MHMS 2020 に定める要件を満たすことにより、HAS 要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- (i) F&B マネージャー及び/又は料理長を JKHD の委員として関与させること。
- (ii) 各支店にハラール担当責任者を配置すること。

(b) ケータリング/飲食提供サービス/キッチン、コンベンションセンター

(i) 大・中規模産業

MHMS 2020 に定める要件を満たすことにより、HAS 要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- a. F&B マネージャー及び/又は料理長を JKHD の委員として関与させること。
- b. 各施設にハラール担当責任者を配置すること。

(ii) 小規模・零細産業

会社及び/又は申請者は、以下の要件を満たすことにより IHCS 要件を実施するものとする。

- a. ハラールポリシーを確立すること。
- b. 原材料管理手順を策定すること。
- c. トレーサビリティ手順を策定すること。

(c) カフェテリア(集中管理)

MHMS 2020 に定める要件を満たすことにより、HAS 要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- (i) 管理職レベルでハラール担当責任者を任命すること。
- (ii) 検査時に HAS 文書を提供すること。
- (iii) その管理下にある全施設における社内ハラール監査の実施を確保すること。

(d) 食品取扱施設チェーン

MHMS 2020 に定める要件を満たすことにより、HAS 要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- (i) 個々のチェーンブランド毎に、管理/セントラルキッチンレベルでハラール担当責任者を配置すること。
- (ii) セントラルキッチン向けの、及び施設のチェーン全体を対象とした HAS を策定すること(該当する場合)。
- (iii) 運営責任者を JKHD の委員として関与させること。
- (iv) セントラルキッチン及び/又は施設の検査時に HAS 文書を閲覧に供すること。
- (v) チェーン内の全施設における社内ハラール監査の実施を確保すること。
- (vi) 同一ブランド/チェーン所有下にある施設の一覧を提供すること。

(e) その他の食品取扱施設

会社及び/又は申請者は、以下の要件を満たすことにより IHCS 要件を実施するものとする。

- (i) ハラールポリシーを確立すること。
- (ii) 原材料管理手順を策定すること。
- (iii) トレーサビリティ手順を策定すること。

(3) 屠殺場

(a) 大規模・中規模産業

MHMS 2020 に定める要件を満たすことにより、HAS 要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- (i) JKHD の委員として監督者及び/又は屠殺者を少なくとも 1 名関与させること。
- (ii) 施設の各支店毎にハラール担当責任者を配置すること。

(b) 小規模産業

会社及び/又は申請者は、以下の要件を満たすことにより IHCS を実施するものとする。

- (i) ハラールポリシーを確立すること。
- (ii) ハラールリスク管理手順を策定すること。
- (iii) トレーサビリティ手順を策定すること。

(4) 物 流**(a) 大規模・中規模産業**

MHMS 2020 に定める要件を満たすことにより、HAS 要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- (i) 倉庫区域及び/又は小売における追加作業(クロスドッキング、バラ積み、混載等)を含むハラールリスク管理手順を確立すること。
- (ii) 第三者との契約に関するハラールリスク管理手順を確立すること(該当する場合)。
- (iii) 小売商品の受入れ又は選別に関するハラール管理手順を策定すること(包括的なハラールリスク管理を伴う製品リストを含む。)(該当する場合)。
- (iv) 各支店にハラール担当責任者を配置すること。

(b) 小規模・零細産業

会社及び/又は申請者は、以下の要件を満たすことにより IHCS を実施するものとする。

- (i) ハラールポリシーを確立すること。
- (ii) ハラールリスク管理手順、並びに 7(4)(a)(i)、(ii)及び場合により(iii)の特定の要件に対応する追加のハラール管理手順を策定すること。
- (iii) トレーサビリティ手順を策定すること。

(5) 委託製造/OEM スキーム

(a) 大・中規模産業

MHMS 2020 に定める要件を満たすことにより、HAS 要件を包括的に実施すること。

会社及び/又は申請者は以下を行うものとする。

- (i) R&D 部門及び/又は原材料受入部門を JKHD の委員として関与させること。
- (ii) 顧客の受入れ及び顧客の原材料受入れに関するハラール管理手順を策定すること。
- (iii) 顧客リスト、原材料及び製造製品のリストを提供すること。
- (iv) 各支店にハラール担当責任者を配置すること。

(b) 小規模・零細産業

会社及び/又は申請者は、以下の要件を満たすことにより IHCS 要件を実施するものとする。

- (i) ハラールポリシーを確立すること。
- (ii) 原材料管理及び/又はハラールリスク管理の手順を策定すること。
- (iii) 7(5)(a)(ii)及び(iii)の特定の要件に対応する追加のハラール管理手順を策定すること。
- (iv) トレーサビリティ手順を策定すること。

8. 査定及び評価

- (a) 管轄当局によるハラール認証検査時に実施される。
- (b) 格付レベル及び/又は等級の変更については、その都度管轄当局による検査を受けるものとする。
- (c) 評価は以下のレベル又は等級に基づいて決定される。

レベル	等級	内容
非常に良い(86%~100%)	A	<ul style="list-style-type: none"> (i) MHMS 2020 及びマレーシア・ハラール認証手順の要件を完全に遵守している。 (ii) NCR には、マレーシア・ハラール認証の申請過程に関する指摘事項なし。 (iii) 社内ハラール管理が全体的に有効である。 (iv) 他社にとってのベンチマークとして活用可能。 (v) 会社をプロセスの迅速化及びホワイトリストの対象会社として推薦可能。 (vi) 最大5年間の認証期間の付与が可能。
良い(66%~85%)	B	<ul style="list-style-type: none"> (i) MHMS 2020 及びマレーシア・ハラール認証手順の要件の完全な遵守に積極的に取り組んでいる。 (ii) NCR で指摘されたマレーシア・ハラール認証の申請過程における違反は、最小限のごく軽微な範囲。 (iii) 社内ハラール管理の効果の向上に積極的に取り組んでいる。 (vi) プロセスの迅速化及びホワイトリストの対象会社として検討可能。
悪い(41%~65%)	C	<ul style="list-style-type: none"> (i) MHMS 2020 及びマレーシア・ハラール認証手順の要件の遵守が部分的。 (ii) NCR において、マレーシア・ハラール認証の申請過程に関する軽微な不適合の指摘あり。 (iii) 社内ハラール管理が不十分。 (iv) プロセスの迅速化及びホワイトリストの対象会社として推薦不可。

非常に悪い (40%以下)	D	<ul style="list-style-type: none"> (i) MHMS 文書の策定なし。 (ii) MHMS の 2020 要件及びマレーシア・ハラール認証手順の大半が不遵守。 (iii) 社内ハラール管理が非効果的。 (iv) プロセスの迅速化及びホワイトリストの対象会社としての推薦に不適格。
------------------	---	--

9. その他

- (1) マレーシア・ハラール認証委員会(Malaysia Halal Certification Panel)は、マレーシア・ハラール認証の完全性を向上し確保するため、会社及び/又は申請者による MHMS の実施状況について、検討、評価、審査を行い、あらゆる決定を下す権利を留保する。
- (2) 会社及び/又は申請者による MHMS 2020 の実施に不適合がある場合、マレーシア・ハラール認証の申請に影響が生じる可能性がある。
- (3) MHMS 2020 の規定にかかわらず、管轄当局は必要かつ合理的であると判断した場合、本手順の規定を免除することができる。
- (4) 管轄当局は、マレーシア・ハラール認証通達及び/又は管轄当局の公式ポータルを通じた公告を事前に行うことにより、MHMS 2020 の規定を追加し、改廃することができる。
- (5) 本 MHMS 2020 の解釈に不明な点及び/又は不一致が生じた場合、MHMS 2020 文書のマレー語版を真正かつ最終的な判断の基準とする。

付属書類 A

ABC
(会社ロゴ)

ABC COMPANY SDN. BHD.
(会社住所)

ハラールポリシー

- (1) ABC Company Sdn. Bhd. は、マレーシア・ハラール認証の要件を遵守したハラール製品/サービスの生産及び供給に積極的に取り組んでいる。
- (2) ABC Sdn. Bhd.は、顧客のニーズを満たす高品質な製品を生産するよう積極的に取り組んでおり、その使用が安全であり、それが JAKIM/JAIN による認証を受けたハラール適合製品であることを確認している。
- (3) ABC Sdn. Bhd.は、自社製品/サービスの全生産工程がハラール適合であることを保証する。
- (4) ABC Sdn. Bhd.は、ハラール生産/サービスのいずれかの段階で不適合が生じた場合、製品リコール手順を含む是正措置又はその他の必要な措置を講じる責任を負う。
- (5) ABC Sdn. Bhd. は、組織の全レベルにおいて、マレーシア・ハラール認証のポリシー及び手順が継続的かつ完全に遵守されることを確保する。

(署名)

.....

氏名：

役職：

日付：

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 B

ハラール担当責任者職務内容

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) JKHD を統括し、又はその委員を務めること。 (2) マレーシア・ハラール認証申請の管理について責任を負うこと。 (3) ハラール関連文書及び記録の管理について責任を負うこと。 (4) MHMS 2020 の要件に従い、HAS マニュアルの管理及び更新について責任を負うこと。 (5) HAS マニュアルの効果的な実施の確保について責任を負うこと。 (6) HAS の策定及び実施について会社の最高経営陣による積極的な取り組み及び承認を確保すること。 (7) JKHD の業務を管理する調整役としての責任を負うこと。 (8) HAS 策定作業部会を統括すること。 (9) HAS に関連する文書及び業務の承認。 (10) JKHD 会議の議長/事務局長を務めること。 (11) JKHD の効果的な運営を確保すること。 (12) 原材料、サプライヤー、製品、及び工程の変更、並びに原材料一覧表を承認すること。 (13) マレーシア・ハラール認証プロセス全体が JKHD によって支障なく実施されることを確保する責任を負うこと。 (14) MHMS 2020 の要件に基づき、HAS の効果的な実施を確保する責任を負うこと。
-------------	---

更新日(日付)
(文書参照番号)

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 C1

社内ハラール委員会の役割/責任

職 位	役割/責任
議長	<ul style="list-style-type: none"> (1) HAS の策定及び実施について、会社の上級経営陣による積極的な取組み及び承認を確保すること。 (2) HAS 策定作業部会を統括すること。 (3) HAS に関連する文書及び業務を承認すること。 (4) JKHD 会議を統括すること。 (5) QHSE の効果的な機能を確保すること。 (6) 原材料、サプライヤー、製品、及び工程の変更、並びに原材料一覧表を承認すること。 (7) マレーシア・ハラール認証プロセス全体が JKHD によって支障なく実施されることを確保する責任を負うこと。 (8) MHMS 2020 の要件に基づき、HAS の効果的な実施を確保する責任を負うこと。
ハラール担当責任者	付属書類 B 参照
仕入れ又は調達部門/ 部署の代表者	<ul style="list-style-type: none"> (1) HAS 策定作業委員会の委員を務めること。 (2) MHMS 2020 の要件に基づき、仕入記録及び文書の管理及び更新について責任を負うこと。 (3) HAS 関連業務の調整について責任を負うこと。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 原材料の仕入れに関する SOP の策定 (b) マレーシア・ハラール認証の要件に適合する原材料、加工補助剤、R&D 用材料、取引品目、包装材、及び機器のサプライヤーの選定及び一覧の提案 (c) 原材料のサプライヤーに対する原材料調査票又は売買契約書の作成及び使用の実施 (d) JKHD の承認を取得するためのサプライヤー一覧表の提案 (e) 社内ハラール監査の実施支援 (f) 必要に応じたサプライヤー監査の計画、実施及び評価、並びにサプライヤーの状況の検討 (g) 原材料及びサプライヤー選定に関するハラールリスク管理計画の管理及び監視 (h) その他関連する HAS 業務

	<p>(4) マレーシア・ハラール認証申請プロセスの開始の支援について責任を負うこと。</p> <p>(5) MHMS 2020 の要件に基づき、HAS の効果的な実施を確保する責任を負うこと。</p>
<p>加工部門代表者/ハラール監督者(屠殺場について)</p>	<p>加工：</p> <p>(1) HAS 策定作業委員会の委員を務めること。</p> <p>(2) MHMS 2020 の要件に従い記録の管理及び更新を行い、文書の処理を行う責任を負うこと。</p> <p>(3) HAS に関連する業務の調整について責任を負うこと。</p> <p>(a) 加工のための SOP の策定</p> <p>(b) 加工に使用される原材料が原材料一覧表に掲載されたものであることの確認</p> <p>(c) 加工部の従業員による会社のハラールポリシーの理解及び遵守の確認</p> <p>(d) 加工業務及び加工機器がマレーシア・ハラール認証手順の要件に従って使用されていることの確認</p> <p>(e) 加工業務に関するハラールリスク管理計画の管理及び監視</p> <p>(f) 会社の社内ハラール監査の実施支援</p> <p>(g) その他 HAS の関連事項</p> <p>(4) マレーシア・ハラール認証申請プロセスの合理化の支援について責任を負う。</p> <p>(5) MHMS 2020 の要件に基づき、HAS の効果的な実施を確保する責任を負う。</p> <p>ハラール屠殺場監督者：</p> <p>(1) (「加工」の項目の)第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、及び第 5 号に挙げた役割又は責任は、屠殺場のハラール監督者にも適用される。</p> <p>(2) 屠殺者及び検査担当者が有効な証明書及び屠殺者免許証を所持し、JAIN/MAIN の屠殺者免許発行手順に定める規制を遵守していることを確認すること。</p> <p>(3) 気絶処理(stunning process)が、任命されたイスラム教徒の作業員によって管理されており、所定の電流パラメータに従っていることを確認すること。</p> <p>(4) 屠殺のプロセスについて、屠殺前後の記録を作成すること。</p> <p>(5) マレーシア・ハラール認証の要件に従い、屠殺手順を確立し、それが実施されていることを確認すること。</p>

更新日(日付)
(文書参照番号)

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 C2

社内ハラール委員会(IHC)の職務権限範囲

(1) はじめに

社内ハラール委員会(IHC)は、会社の最高経営陣が任命する委員会である。IHC は、管轄当局が定めるマレーシア・ハラール管理制度マニュアル(MHMS)2020 に基づくハラール保証制度(HAS)の要件を満たすために設置される。

(2) 目的

本職務権限範囲は、HAS の効果的な実施を確保するための IHC の指針として機能することを目的とする。

(3) 役割

- (a) HAS に関する文書及び関連文書の策定
- (b) HAS の効果的な実施の確保
- (c) HAS の効果の継続的な監視の確保
- (d) SOP の見直し及び検証
- (e) ハラールポリシー、原材料一覧表、ハラールリスク管理計画、及びその他の関連する HAS 業務に係る協議及びその確立
- (f) 会社の HAS の有効性を見直し及び更新
- (g) マレーシア・ハラール認証プロセス全体の支障のない実施を確保する責任を負うこと

(4) 会議の手順

- (a) JKHD は年 2 度以上、また必要に応じて随時開催するものとする。
- (b) JKHD の議長は、その不在時に会議を主宰する権限を、適任と判断した委員に委任することができる。
- (c) 会議の定足数は 4 名とする。
- (d) 会議の決定は合意によって行われるものとする。
- (e) 会議における協議及び決定事項は、書面により、議事録に記録しこれを確認するものとする。
- (f) JKHD の会議における決定事項は、承認を得るために上級経営陣に提出しなければならない。

(5) 任命及び委員の条件**(a) 任 命**

- (i) JKHD の委員の任命は、会社の最高経営陣によって行われる。
- (ii) 委員が辞任、異動し、又は上級経営陣の指示ある場合は、任命は終了となる可能性がある。

(b) 委員の構成

委員の構成は以下のとおりとする。

- (i) 議長(イスラム教徒であり、かつ最高経営陣の代表者とする。)
- (ii) 常任の調整役(HPB の認定を受けたハラール担当責任者とする。)
- (iii) 仕入部門の代表者
- (iv) 加工部門の代表者/ハラール監督者

(c) 変 更

委員の変更は審査の上、新たな任命が行われる。JKHD の委員が機能を果たさず又は効果を上げていない場合にも変更が行われる。

(6) 終わりに

本職務権限範囲は随時改定される可能性がある。

更新日(日付)
(文書参照番号)

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 D

会社名 / 会社ロゴ
ハラール保証制度(HAS)

社内ハラール監査手順

文書参照番号：		効力発生日：	
		更新日：	
全情報対象		部署：	
		ページ番号：	
作成者：	確認者：	承認者：	
.....	
(ハラール担当責任者)	(JKHD 議長)	(最高経営陣)	

社内ハラール監査手順**(1) 目的**

- (a) マレーシア・ハラール認証手順の遵守を確保すること
- (b) 監査及びモニタリングにおける管轄当局からの不適合報告(NCR)を最小限に抑えること
- (c) 確立された制度及び手順の改善

(2) 適用範囲

- (a) 社内ハラール監査の範囲には、文書審査及び現地調査が含まれる。
- (b) 監査はマレーシア・ハラール認証手順全体の遵守状況を対象とする。
- (c) 監査は、施設全体又は複数からなる一連の施設全体の遵守状況を対象とする。

(3) 責任

社内ハラール監査は、JKHD が任命した適格な監査人によって実施される。

(4) 業務内容

- (a) 頻度：
社内ハラール監査は、少なくとも 6 か月に 1 度実施される。
- (b) 実施方法：

社内ハラール監査は、以下の方法によって実施される。

- (i) 文書の審査
 - (ii) 聞き取り及び部門間の照合
 - (iii) 観察
 - (iv) 報告書の作成
 - (v) 監査結果の連絡
- (c) 監査人
- (i) 社内ハラール監査は、JKHD が任命した適格な監査人によって実施される。
 - (ii) 監査チームの構成は、監査の公正性を確保するため、異なる部門の代表者から構成される。
- (d) 監査対象者
- 監査は、関連部門の全従業員を対象とする。
- (i) 仕入部門
 - (ii) 受入れ・倉庫部門
 - (iii) 輸送部
 - (iv) 人事・文書管理部
 - (v) オペレーション/生産部門
 - (vi) フランチャイズ店舗部門
 - (vii) その他関連部門

(5) 是正措置

マレーシア・ハラール認証手順、HAS の実施、及びシャリーア要件に関連する不適合が監査中に検出された場合、是正措置を講じるものとする。

(6) 是正措置期間

是正措置は、14 日以内、又は監査人と監査対象者間で合意した期間内に実施されるものとする。

(7) 文 書

社内ハラール監査人は以下の文書を使用するものとする。

- (a) 監査チェックリスト
- (b) 監査書式
- (c) 不適合報告書

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

い。

付属書類 E

社内ハラール監査チェックリスト

日付		場所	
時間		監査人	
会社/部署			
監査対象者			
参考文書			

以下の項目に()を記入すること。

番号	監査範囲	監査結果		
		✓	X	備考
文 書				
1	ハラールファイル			
2	ハラール保証制度(HAS)			
3	材料のハラール認証が有効期間内であり認定されている。			
4	関連記録			
5	証明書及び屠殺者免許証が有効期間内である(屠殺場)。			
6	輸入肉製品輸入許可証			
7	ハラール教育記録			
8	原材料仕入請求書			
9	セルトゥ記録			
10	水フィルター仕様書(カーボンフィルター調達源情報)			
11	屠殺記録			
12	VHM 証明書(屠殺場)			
13	その他			
作 業 員				
1	ハラール担当責任者が HPB の認定を受けている。			
2	加工区域/キッチンにおける各シフト毎に十分な人数のイスラム教徒従業員を配置している。			
3	各飲食店舗にイスラム教徒の監督者 1 名を配置している。			
4	従業員向けハラール教育が MHMS の要件を遵守している。			

番号	監査範囲	監査結果		
		✓	X	備考
5	屠殺者(屠殺場)の証明書及び免許証を保有している。			
6	作業員が祈祷を行うことを認められている。			
7	その他			
建物及び施設				
1	動物農場、屠殺場、及び非ハラール材料の加工施設から離れており、汚染されていない。			
2	モスク・カフェテリア・更衣室などの施設がある。			
3	害虫及びペットの施設侵入を防止するための動物侵入管理体制を備えている。			
4	禁止物の敷地内への持ち込みが禁止されている。			
5	その他			
原材料/加工助剤/R&D 用材料				
1	原材料について、認定され有効なハラール認証書がある。			
2	使用される原材料が申告品と同一である。			
3	原材料製造元の情報が特定可能である。			
4	材料/製造元の変更に関する情報がある。			
5	その他			
加工				
1	加工する製品がハラール製品のみである。			
2	区域が清潔であり不純物が存在しない。			
3	礼拝の要素又は用具がない。			
4	ハラールの適合状態が疑わしい材料又は機器が使用/導入されていない。			
5	屠殺される動物が、気絶処理の実施前後において安定した生命状態を維持していることを確認している(屠殺場)。			
6	使用する電流パラメータ(気絶処理)が所定の基準と適合していることを確認している(屠殺場)。			
7	屠殺される動物が、確立された基準に従って屠殺されていることを確認している(屠殺場)。			
8	放血時間が、確立された基準に適合していることを確認している(屠殺場)。			
9	不適切に屠殺された動物を、確立された基準に従い隔離			

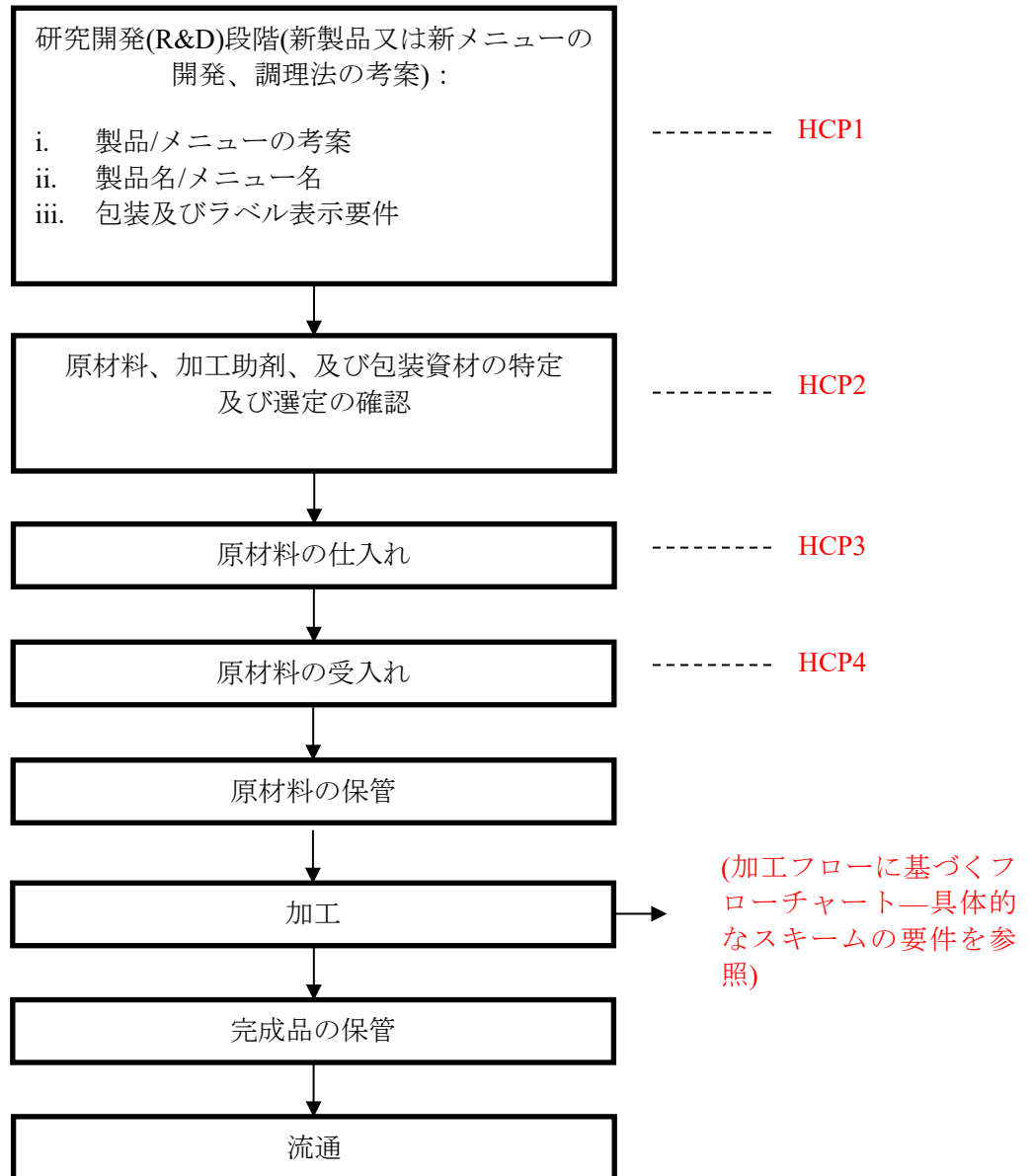
番号	監査範囲	監査結果		
		✓	X	備考
	している(屠殺場)。			
10	屠殺される動物が熱処理工程実施前に完全に死亡していることを確認している(屠殺場)。			
11	その他			
機 器				
1	用途がハラール製品専用である。			
2	ブラシの使用が規制を遵守しており、その調達源及びハラール適合状態が把握されている。			
3	排泄物から清浄化された機器である。			
4	ハラール適合状態が疑わしい機器が使用又は挿入されていない。			
5	ナイフが常に鋭利で清潔であり、流水で洗浄されている(屠殺場)。			
6	その他			
包装及び表示				
1	仕様及びハラール要件に適合している。			
2	図版がシャリーアを遵守している。			
3	非ハラール用語と同義であり、又は神聖/宗教的な性質の製品名/メニュー、ロゴ/エンブレム、製品の特性を示す記述、モットー、スローガン、又は広告を使用していない。			
4	他の宗教的祝祭事を奨励する目的でラベルにハラール適合のロゴを使用していない。			
5	ラベル上の製品名が認証時の名称と同一である。			
6	その他			
保 管				
1	ハラールと非ハラール、又はハラール適合状態が疑わしいものが混在していない。			
2	原材料、完成品、R&D用資材、及び取扱品目が明確に分類されている。			
3	礼拝の要素又は用具がない。			
4	受け入れた原材料がハラール適合であり、申告のとおりである。			

番号	監査範囲	監査結果		
		✓	X	備考
5	その他			
輸 送				
1	ハラール適合の物流を使用している。			
2	ハラール製品と非ハラール製品、又はハラール適合状態が疑わしい製品を混在させていない。			
3	契約合意書を締結している。			
4	トレーサビリティ記録が存在する(汚染発生時のため)。			
5	その他			
その他の関連範囲				

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 F1

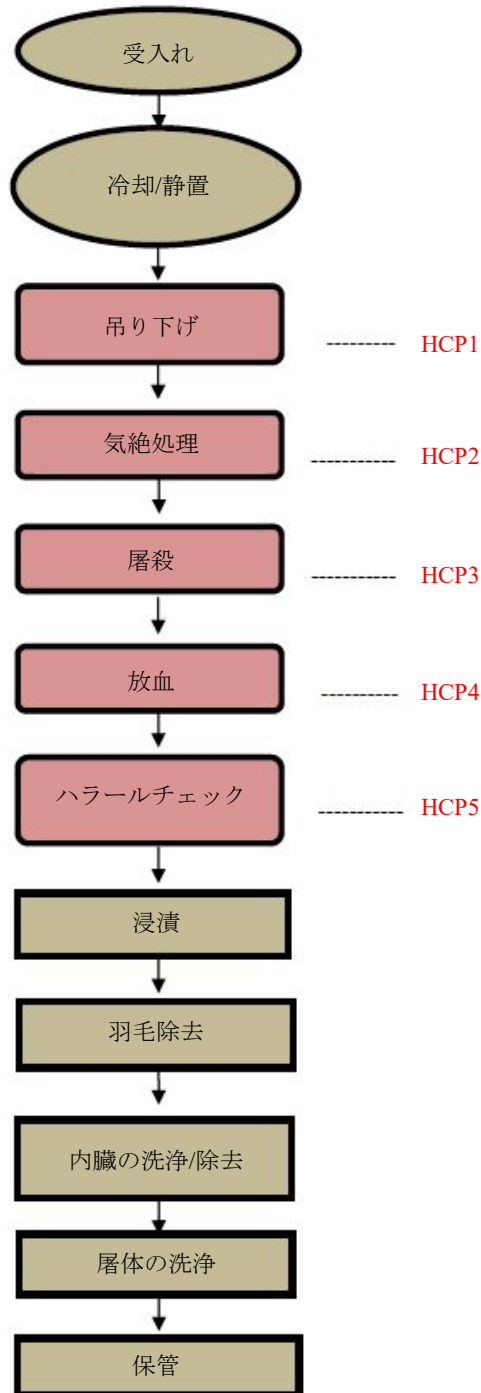
製品フローチャート



*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

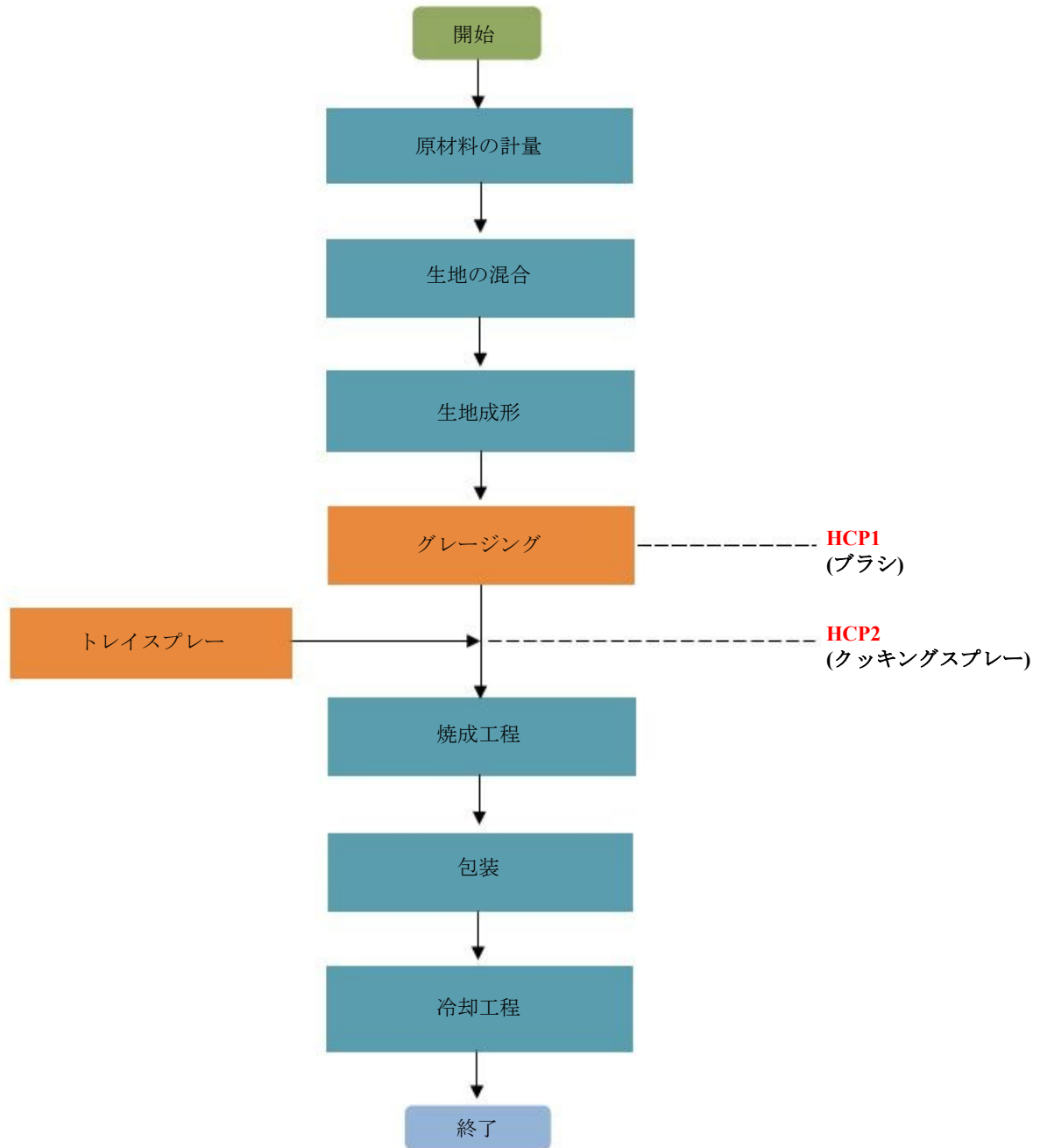
付属書類 F2

加工フローチャート(鶏屠殺場)



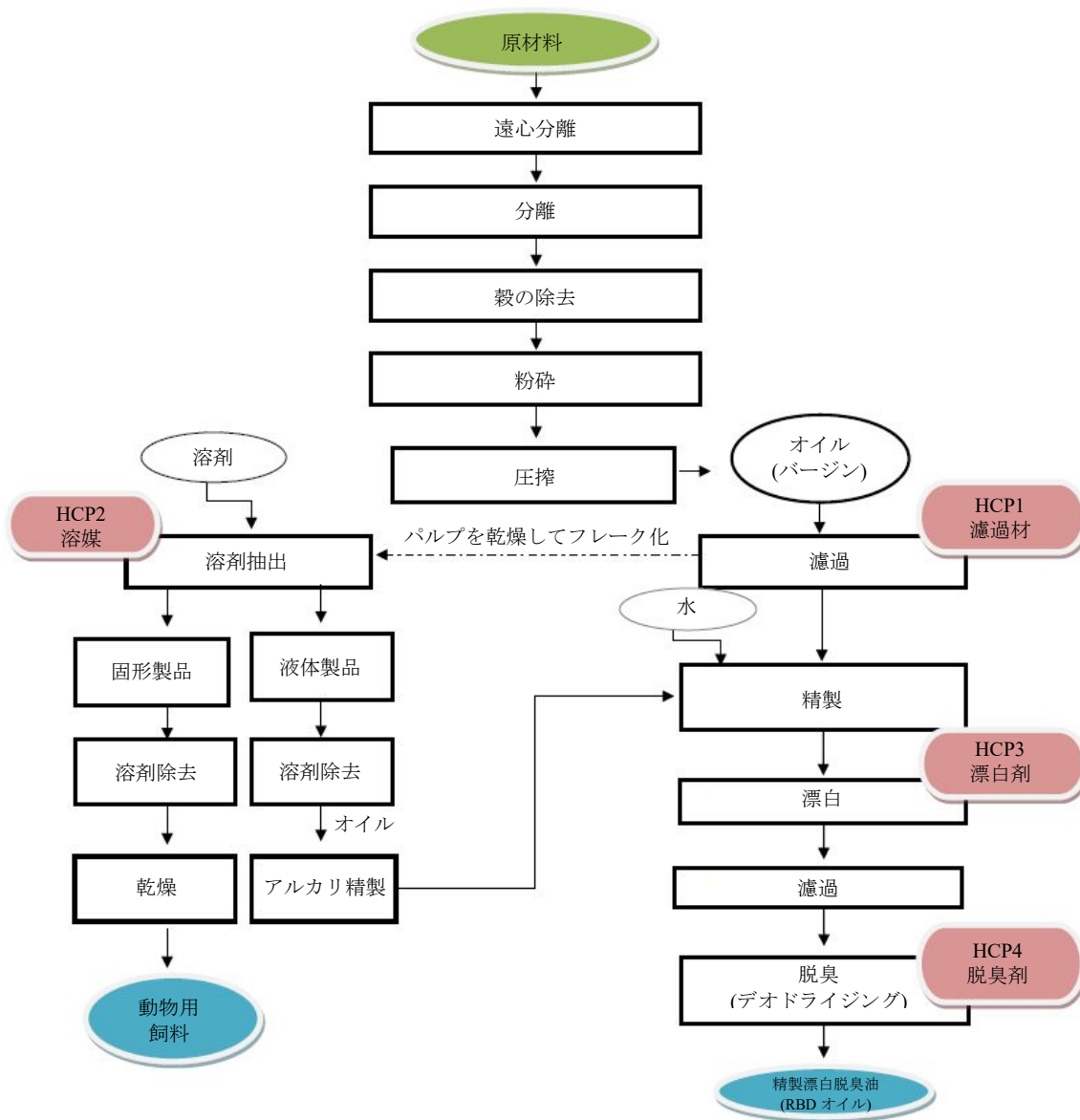
*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

クッキー製品加工フローチャート



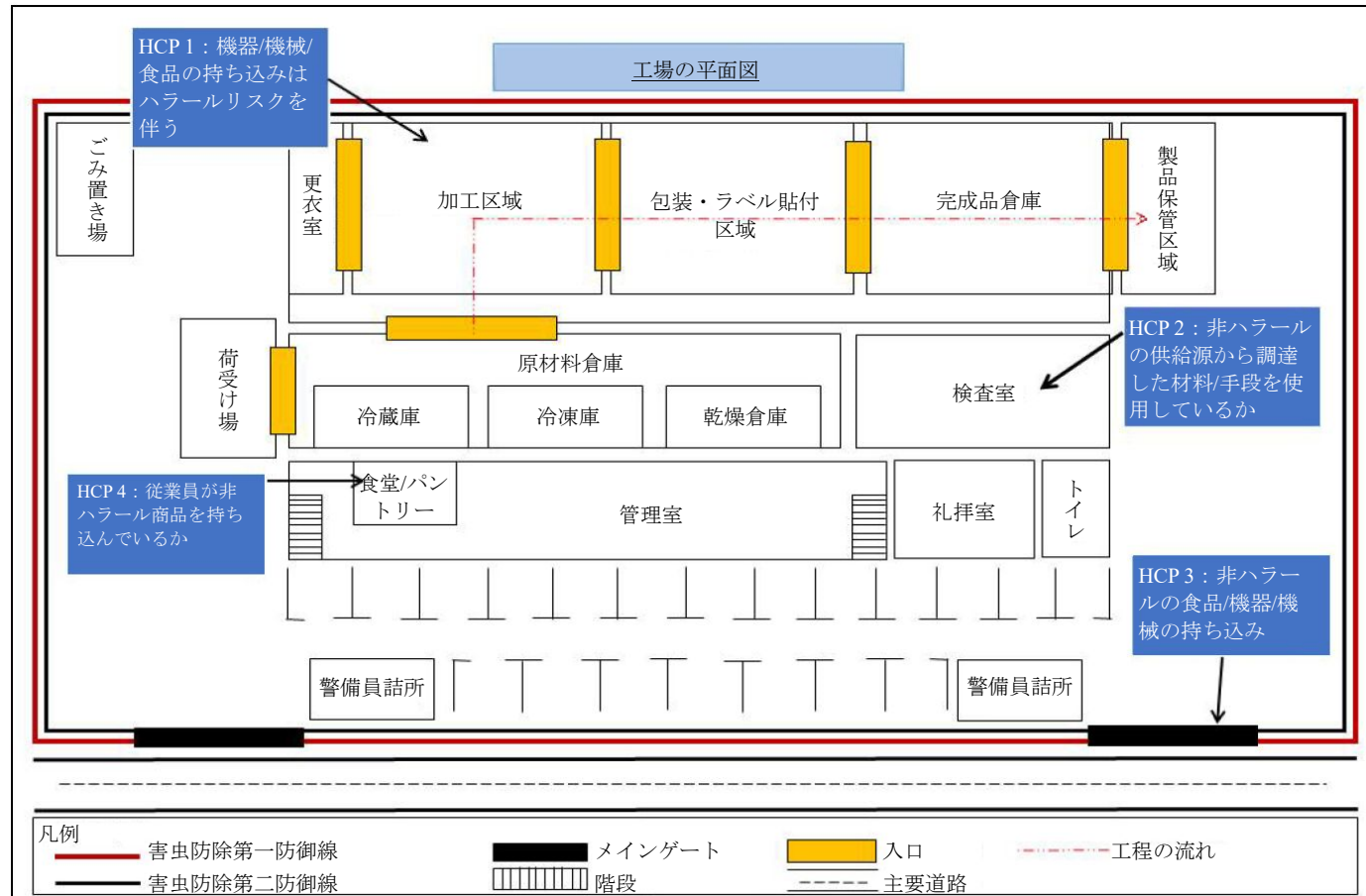
*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

RBD オイル加工フローチャート



*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 G



*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 H

ハラールリスク管理計画

HCP	ハラール リスク	管理メカニズム			是正措置	記録
		方法	頻度	実施者		
1. 原材料の特定 2. 原材料の仕入れ	原材料のハラール適合状態が疑わしい状態の確認不能	選定した原材料が、認可されたイスラム機関によるハラール認証を取得していることを確認する。	識別過程及び仕入過程の都度	ハラール担当責任者/ R&D チーム 仕入担当者/ 調達	1. 認可されたハラール認証を有するサプライヤーに切り替える。 2. 材料の調達源を説明する追加の補足文書を製造業者から入手する。	ハラール認証書 製品仕様書/ MSDS/ CoA/加工フローチャート/ 成分組成/生産流通経路
(ホテルキッチン) 原材料保管	原材料とアルコール飲料を混在して保管	1. 使用経路が区別され、明示されていることを確認する。 2. 原材料とアルコール飲料の受入時間を異なる時間帯とする。	原材料の受入の都度	保管担当者	1. 管理メカニズムを整備する。 2. 策定された SOP を遵守しない保管担当者に対して措置を講じる。	入荷原材料チェックリスト/納品書

(物流) 顧客製品の受 入れ	受入製品と 契約内容と の不一致。	受入製品が契約内 容と一致してい ることを確認す る。	受入れの都度	保管担当者/ 倉庫監督者	1. 隔離区域に商品を搬入し、 ラベルを貼付する。 2. 入荷品を拒否し、顧客に返 送する。 3. ベンダーに対して警告書を 発出する。	製品受入チェックリス ト 発注書/納品書 警告書 返品伝票/廃棄処理書/ 移送伝票
(屠殺場) 屠殺工程	静脈が完全 に切断され ていない。	1. 使用するナイフ が鋭利であるこ とを確認する。 2. 屠殺者が予備の ナイフを用意し ていることを確 認する。	屠殺の実施の 都度	屠殺者	1. 鶏を「不適切な屠殺」の容器 に移し、記録する。 2. 屠殺者に対して再度教育を 実施する。	不適切な屠殺記録 HCP 記録

更新日(日付)
(文書参照番号)

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 I

会社名/会社ロゴ
ハラール保証制度(HAS)/社内ハラール管理制度(IHCS)

原材料管理手順

文書参照番号：		効力発生日：	
		更新日：	
全情報対象		部署：	
		ページ番号：	
作成者：	確認者：	承認者：	
.....	
(ハラール担当責任者)	(JKHD 議長)	(上級経営陣)	

原材料管理手順

(1) 目 的

原材料の仕入れ、受入れ、及び保管がマレーシア・ハラール認証手順の要件を満たすことを確認すること。

(2) 適用範囲

原材料の調達、受入れ、及び保管に従事する従業員

(3) 責 任

- (a) 仕入れ：仕入担当者
- (b) 受入れ：受入担当者
- (c) 保管：倉庫担当者

(4) 頻 度

取引発生の都度

(5) 手 順

(a) 原材料の仕入れ

- (i) 原材料の仕入れが、JKHD が承認したサプライヤーリストに従い行われていることを確認する。

- (ii) 仕入れた原材料に、認定された有効期限内のハラール認証書の写し、及び関連する補足文書(フローチャート/原材料調達源/MSDS/CoA/質問票等)が添付されていることを確認する。
- (iii) 原材料の仕入れに変更/代替が発生した場合に JKHD 及び関係当局への連絡が行われていることを確認する。
- (iv) 仕入記録(請求書/領収書/DO/PO)を体系的に整理して保管すること。
- (v) ハラール関連の問題を JKHD に通知する。
- (vi) HCP を監視し、不適合事項については是正措置を講じる。

(b) 原材料の受入れ

- (i) 原材料の受入れが、JKHD が承認したサプライヤーリストに従い行われていることを確認する。
- (ii) 原材料の受入れ時に、認定されかつ有効なハラール認証書の写し及び関連する裏付文書(フローチャート、原材料調達源、MSDS、CoA、質問票等)が添えられていることを確認する。
- (iii) 原材料の変更が生じた場合は管轄当局に報告されていることを確認する。
- (iv) ハラール関連の問題を JKHD に通知する。
- (v) HCP の監視を実施し、不適合事項については是正措置を講じる。
- (vi) 受入れた原材料の包装表示に実際の製造元及びハラール適合状態が明記されていることを確認する。
- (vii) トレーサビリティの目的のため、受入記録を保管する。
- (viii) 確立された SOP に従い入荷品を取り扱う。
- (ix) 汚染品又はサプライヤー仕様を満たさない品が隔離されていることを確認し、返品伝票又は廃棄処理書を発行する。

(c) 原材料の保管

- (i) ハラール関連の問題を JKHD に通知する。
- (ii) HCP を監視し、不適合事項については是正措置を講じる。
- (iii) 原材料の包装表示に実際の製造元及びハラール適合状態が明記されていることを確認する。
- (iv) 確立された SOP 及び適切な保管実務慣行に従って保管品を取り扱う。
- (v) 汚染品又はサプライヤーの仕様を満たさない品が隔離されていることを確認し、返品伝票又は廃棄処理書を発行する。
- (vi) トレーサビリティの目的のため保管記録を保持する。

(6) 記 録

- (a) 仕入れ：請求書/領収書/DO/PO

- (b) 領収：領収記録/返品伝票/廃棄処理書
- (c) 保管：保管記録/在庫カード/返品伝票/廃棄処理書

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 J

原材料一覧表

原材料名	学名/ コード/ 商品名	原材料の 調達源 (明記する こと)	製造業者名 及び住所	管轄当局に 対する 原材料の 申告状況 (申告済/ 未申告)	ハラール 認証書発 行機関及 びハラール 認証書 の状況	ハラール 認証 書の有 効期限	裏付文書 (原材料の調達源情報 及び加工フロー チャート) *当該原料のハラール 認証書がない場合	備考
トンカット アリ (Tongkat Ali)	ユーリコ マ・ロン ギフォリ ア (Eurycoma longifolia)	植物	A 社	申告済	JAKIM	2020 年 12 月 31 日	該当なし	*証明書はまもなく失効
ヒアルロン 酸ナトリウ ム(Sodium Hyaluronate)	002	化学	B 社	申告済	なし	なし	加工フローチャート 成分内訳 製品仕様書 MSDS CoO	原材料の供給源は MSDS 文書に記載されている。 原材料はハラール適合の 供給源から調達したも のであり、疑いのある成分 は含まれていない。(添付 書類参照番号)

ゼラチンカ プセル (Gelatin Capsule)	Xxx71	動物	C 社	申告済	HCA	2020 年 12 月 31 日	ハラール認証書 ゼラチンの CoO ゼラチン輸入許可証	DVS 認定ゼラチン 屠殺場
人参	004	天然/植物	D 社	申告済	該当なし		該当なし	自然由来
鶏	005	動物	E 社	申告済	CICOT	2021 年 3 月 28 日	ハラール認証書及び 輸入許可証	ハラール認証書が必要
鶏粉	Ty-41	動物	F 社	申告済	MUIS	2018 年 8 月 18 日	ハラール認証書及び 輸入許可証	*証明書は既に失効

更新日(日付)
(文書参照番号)

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 K

ABC 社教育運営計画

番号	教育の種別	参加者	実施頻度	実施予定日	講師	記録
1	ハラール意識向上教育	全部門/新入社員	年4度	2020年1月1日	ハラール担当責任者	-出席 -評価
2	ハラール担当責任者コース	ハラール担当責任者	一度限り	2020年1月1日	HPB 登録済 PLH	-ハラール担当責任者認定証
3	社内ハラール監査教育	JKHD 及び任命された社内ハラール監査人	年1度	2020年1月1日	HPB 登録済 PLH	-JKHD 認定証
4	HAS 教育	JKHD	年1度	2020年1月1日	HPB 登録済 PLH	-コース参加証明書 -HAS
5	ハラール軽食教育	全セクション	年1度	2020年1月1日	ハラール担当責任者	-出席 -評価

更新日(日付)
(文書参照番号)

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 L1

会社名/会社ロゴ
ハラール保証制度(HAS)/社内ハラール管理制度(IHCS)

トレーサビリティ手順

文書参照番号：		効力発生日：	
		更新日：	
全情報対象		部署：	
		ページ番号：	
作成者：	確認者：	承認者：	
.....	
(ハラール担当責任者)	(JKHD 議長)	(最高経営陣)	

トレーサビリティ手順

(1) 目 的

製品の全段階におけるトレーサビリティを確保すること：材料の調達経路を一段階遡って把握し、最終製品の行き先を一段階先まで把握すること。

(2) 責 任

担当責任者：(責任者を明記)

(3) 手 順

(a) 最終製品/半製品の表示

- (i) 完成品/半製品に製造年月日/消費期限、又はバッチ番号/ロット番号、若しくはバーコードが表示されている。

(b) 製品ラベル決定方法

製品のラベル/包装には以下の内容が記載されている。

- (i) 会社名及び住所(SPHM 保持者)
(ii) 製品名
(iii) ハラールロゴ

(iv) 消費期限/製造年月日

(c) 販売業者/販売者情報

販売業者/販売者について、以下の内容が記録されている。

- (i) 販売業者名及び住所
- (ii) 外部輸送契約
- (iii) 出荷伝票

(d) 加工情報

加工について、以下の内容が記録されている。

- (i) 製造記録/バッチ製造記録(BMR)/製品処方記録/調理法
- (ii) 製品分析記録

(e) 原材料のサプライヤー情報

原材料のサプライヤーについて、以下の内容が記録されている。

- (i) 原材料名
- (ii) サプライヤー名及び住所
- (iii) 製造業者名及び住所
- (iv) 事業所番号/貨物運送状/輸入許可証
- (v) ハラール認証書
- (vi) 製品仕様書、材料のフローチャート、原材料調達源
- (vii) 原材料の請求書/仕入領収書/納品書
- (viii) 分析証明書(COA)
- (ix) 外国輸送契約書

(4) 頻 度

トレーサビリティ体制が適切に機能していることを確認するため、少なくとも年1度は模擬リコールを実施する。

(5) 対 応

ハラール汚染が発生した場合、以下の対応を行う。

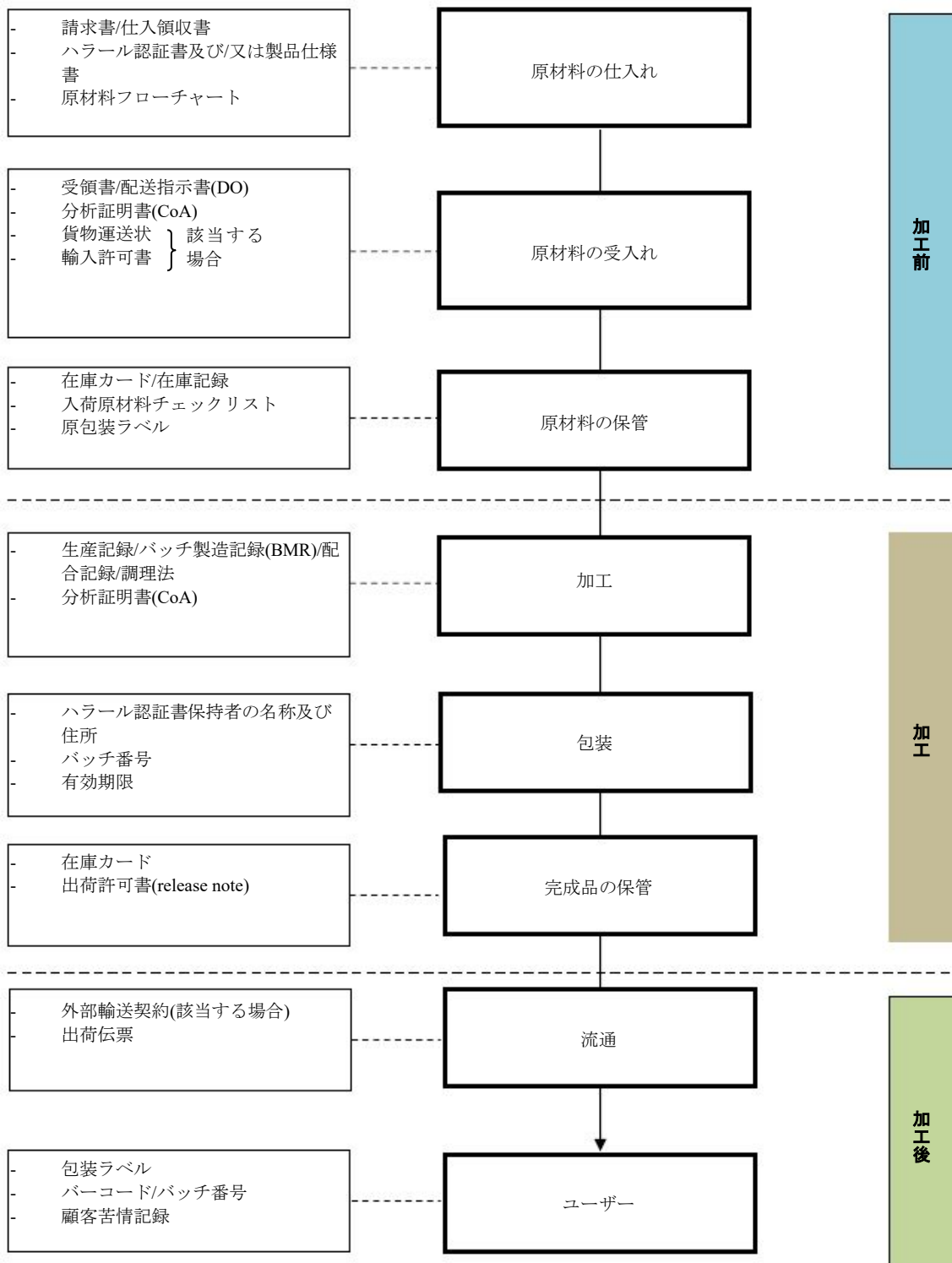
初期対応	1. 該当製品を特定する。 2. 当該製品が工場出荷済か否かを確認する。 3. 残りの製品が工場内に存在する場合は隔離する。
第二の対応	1. 市場で流通している該当製品を特定する。

	<ol style="list-style-type: none">2. 必要な措置(リコール及び引上げ)を実施する。3. 当局に通知する。
第三の対応	<ol style="list-style-type: none">1. 工場における根本原因を特定する(加工過程における問題のバッチ)。2. 適切な措置を講じる。
第四の対応	<ol style="list-style-type: none">1. 問題が原材料に起因する場合、原材料及びサプライヤーを特定する。2. 適切な措置を講じる。

*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 L2

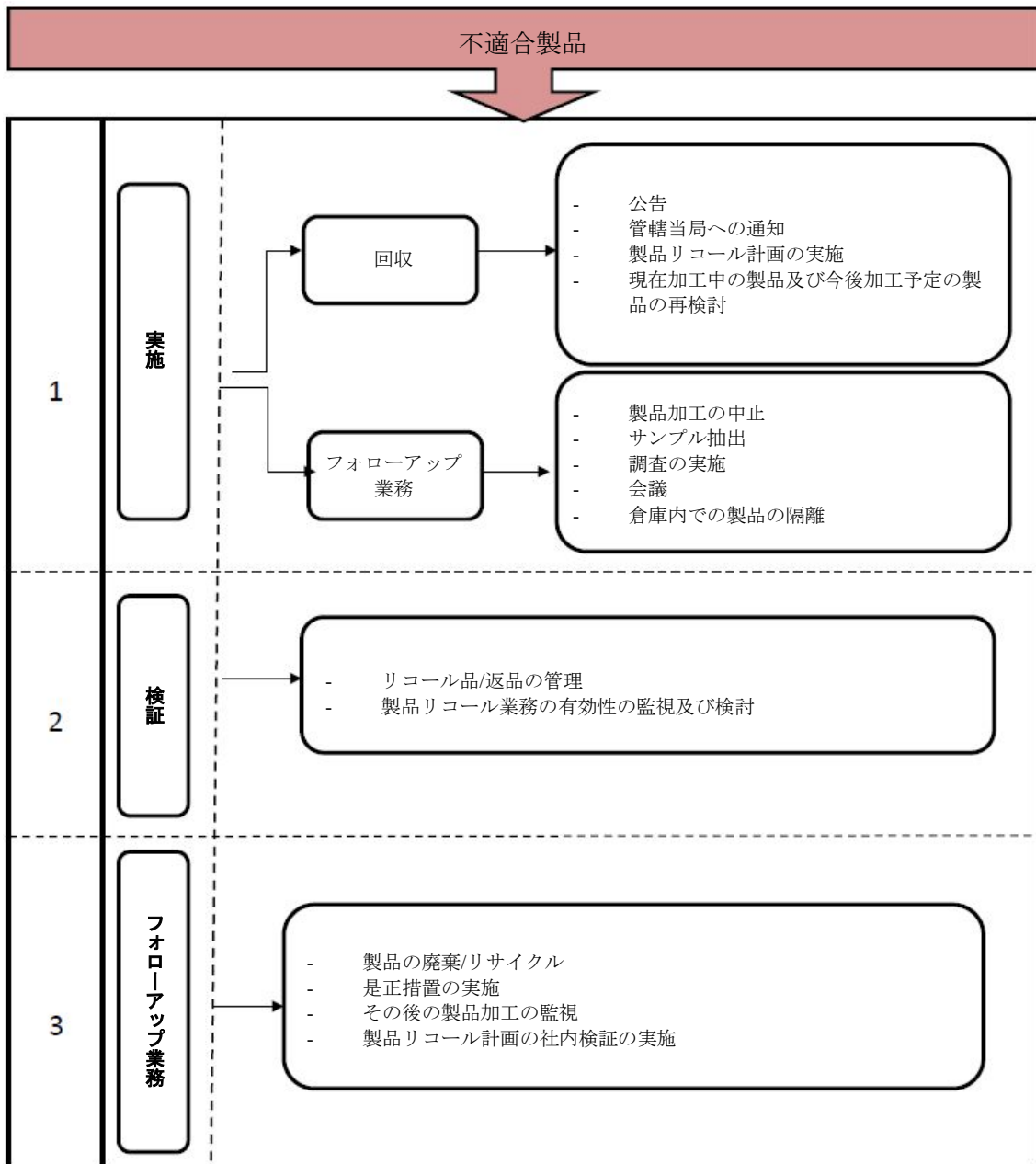
トレーサビリティ体制の概要



*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

付属書類 L3

製品回収/リコール手順



*注：本付属書類はあくまでも参考用であり、上記の例及び範囲に限定されるものではない。

マレーシア・ハラール管理制度(MHMS)2020 の策定のための作業委員会

後援者：

Dato' Paimuzi b. Yahya (Director General of JAKIM)

顧問：

Hajah Hakimah bt. Mohd Yusoff (Deputy Director-General [Policy], JAKIM)
 Dato' Dr. Sirajuddin b. Suhaimee (Director, Halal Regulatory Division, JAKIM)
 Bukhari b. Md Akhir (Director, Halal Management Division, JAKIM)

委員会構成員：

氏名	所属機関
Muhammad Hawari bin Hassan (Chairman)	Department of Islamic Development Malaysia
Muhamad Hannan Syafiq bin Jamaludin (Secretary)	
Vivi Saliza binti Sunaini	
Khairunnisa binti Che Omar	
Nor Fadzilah binti Kahar	
Mek Som @ Rashidah binti Che Wil	
Johari bin Ab. Latiff	
Siti Ayisah binti Surif	
Nur Aniqah binti Muhamad Amin	
Mohd Nasir bin Sulaiman	
Roshayati binti Mat Zin	
Hasmuna binti Osman	
Norliza binti Ismail	
Mohamed Reza bin Hussain	
Mohd Asyraf bin Ibrahim	
Khairul Anuar bin Selamat	
Mohamad bin Sinosi	Sarawak Islamic Religious Department
Ahmad Solihin bin Maryakon	Selangor Islamic Religious Department
Norhasni binti Othman	Penang Islamic Religious Department
Mohd Arif Rahimi bin Md Sakih	Melaka Islamic Religious Department
Kamal bin Karim	Food Safety and Quality Division
Fakheezah binti Borhan	Department of Standards Malaysia
Seri Azalina binti Mohd Ghazali	CCM Duopharma
Mohd Yusairi bin Mohamad	Lay Hong Corporation
Nurul Husna binti A. Ripaai/ Siti Hazlin binti Jantan	Nestle

Zalelawati binti Hasin	QSR
Rabiatul Adawiyah binti Ramli	Halal Trade